

認地第131号  
令和2年(2020年)6月17日

各訪問看護ステーション管理者 様

熊本県健康福祉部長寿社会局  
認知症対策・地域ケア推進課長  
(公 印 省 略)

令和2年度(2020年度)訪問看護サービス提供体制強化事業に係る  
補助対象事業所の募集について(通知)

このことについて、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、県内全域で訪問看護を利用できる体制を整備するため、別添「令和2年度(2020年度)訪問看護サービス提供体制強化事業補助金交付要領」(以下「交付要領」という。)のとおり標記事業を実施します。

本事業は、訪問看護師を新たに採用し、人材育成に取り組む小規模な訪問看護ステーションに対して、運営経費の支援を行うものです。

つきましては、補助事業の実施主体を募集しますので、事業の実施を希望する場合は、下記のとおり御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 申請書提出期限

令和2年(2020年)7月31日(金)

2 申請書提出先

熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症対策・地域ケア推進課 地域ケア推進班

3 申請前の事前相談

申請する場合は必ず事前相談を行ってください。

4 申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書(熊本県健康福祉補助金等交付要項 別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(交付要領 別記第1号様式)
- (3) 収支予算書(交付要領 別記第2号様式)
- (4) 月ごとの収支計画書(交付要領 別添参考様式1)
- (5) その他参考となる書類(研修通知、案内等)

5 留意点

申請者多数の場合は、現在のステーション設置状況等を踏まえ、サービス提供が不足しているとみられる地域に所在する事業所を優先的に助成します。

※ 関係資料は県ホームページに掲載していますので、様式はそちらからダウンロード可能です。

【提出・お問合せ先】

熊本県健康福祉部長寿社会局

認知症対策・地域ケア推進課

地域ケア推進班 担当：赤城

Tel:096-333-2211(内線7117)

Fax:096-384-5052

E-mail:akagi-t@pref.kumamoto.lg.jp

## 令和2年度（2020年度）訪問看護サービス提供体制強化事業補助金交付要領

### （趣旨）

第1条 知事は、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な質の高い訪問看護を利用できる体制整備を県内全域で図ることを目的として、訪問看護師を新たに採用し、採用した訪問看護師に訪問看護の技術等に関する研修を受講させた小規模の訪問看護ステーションに対し、現在の設置状況等を勘案し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### （補助対象事業及び補助対象経費等）

第2条 補助対象は、次の要件を全て満たす訪問看護ステーションとする。

- (1) 事業対象年度に訪問看護師を新たに採用し、計画的に研修を受講させ定着を図っていること。
- (2) 事業対象年度の4月1日現在（4月1日以降に指定された事業所においては、指定日現在）の訪問看護師が、常勤換算数4人未満であること。

2 補助対象となる経費等は、別表のとおりとする。

### （交付申請）

第3条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、要領別記第1号様式とする。

2 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、要領別記第2号様式とする。

3 要項第3条第2項第2号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 月ごとの収支計画書（別添参考様式1）
- (2) その他参考となる書類（研修通知、案内等）

4 要項第3条第1項の申請書及びその添付書類は、別に定める日までに提出するものとする。

### （交付の条件）

第4条 補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

- (5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、また、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。
- (6) 当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- (7) 事業者が第1号から前号までにより付した条件に違反した場合には、当該補助金の金額又は一部を県に納付させることがある。

（補助事業等の内容等の変更）

第5条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、要領別記第1号様式を準用する。

2 規則第7条第1項の変更申請書には、事業変更計画書のほか、次の書類を添付する。

- (1) 変更後の収支予算書（要領別記第2号様式を準用）
- (2) その他参考となる書類

（申請の取下げ）

第6条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

（状況報告）

第7条 要項第8条に規定する状況報告は、要領別記第3号様式により行うものとし、知事が必要に応じて求めることとする。

（実績報告）

第8条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、要領別記第4号様式によるものとする。

2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、要領別記第5号様式とする。

3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象雇用者に係る雇用証明書及び人件費が確認できる資料
- (2) 研修を受講したことが確認できる資料（研修受講証明書の写し等）
- (3) 月ごとの収支実績書（別添参考様式2）
- (4) その他知事が必要とする書類

4 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）6月17日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

(別表)

補助対象経費等 (第2条関係)

補助対象経費	基準額	補助対象期間
新規に雇用した訪問看護師（准看護師含む）の、研修受講開始月から上限6か月間の人件費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金）及び研修受講に係る旅費	960千円 （1月あたり160千円を上限とし、補助対象経費と基準額を比較して少ない方の額を交付額とする）	交付決定を受けた日の属する年度中に要した経費

別記第1号様式（第3条関係）

番 号  
年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

住所  
(申請者)  
氏名

印

令和2年度（2020年度）訪問看護サービス提供体制強化事業補助金  
交付申請書

令和2年度（2020年度）において、訪問看護サービス提供体制強化事業補助事業  
を実施したいので、金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付  
規則第3条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第3条の規定により関係書類を添え  
て申請します。

要領別記第1号様式

令和2年度（2020年度）訪問看護サービス提供体制強化事業補助金 事業計画書

【1 基本事項】

①訪問看護ステーションの名称	
②代表者の職・氏名	
③主たる事務所の所在地	(郵便番号      -      )
④担当者氏名 及び連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)	TEL      - (      ) - FAX      - (      ) - E-mail:

【2 事業概要】

①事業所の体制 (人員の配置体制を小数点第1位まで記載)	管理者氏名		管理者職種						
	従業者	職種	看護師		保健師		准看護師		理学・作業療法士・言語聴覚士
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従
		常勤							
	非常勤								
②訪問(准)看護師の常勤換算人数	<p style="text-align: center;">年    月    日現在 人(小数点第1位まで)</p>								

③訪問（准）看護師採用 人数	年 月 日採用 人
④新規採用訪問（准）看護 師が受講する研修	(主催)  (研修名)  (研修受講日) 年 月 日～ 年 月 日
⑤訪問看護の提供状況 【平成31年（2019年） 4月1日から令和2年 （2020年）3月31日ま での実績】	・利用者数 人 ・延利用者数 人 ・訪問回数（延べ） 件

### 【3 概算所要額】

①対象経費の支出内訳	所要額	円
	(補助金交付要望額	円)
	・ 月	円
	・ 月	円
	・ 月	円
	・ 月	円
	・ 月	円

## 収支予算書

(法人又は保険医療機関名団体名)

区 分		予算額 (円)	積算内訳
収入の部	県補助金 (当補助金)		
	その他 (自己資金等)		
	計		
支出の部	新たに採用した看護師の 人件費		
	新たに採用した看護師の研 修受講に係る旅費		
	計		

※月ごとの収支計画書 (別紙参考様式1) を添付してください。



要領別記第3号様式

令和2年度（2020年度）訪問看護サービス提供体制強化事業補助金に係る状況報告

住 所  
(申請者)  
氏名 印

事業所名			
事業費	円	県費補助額	円
年 月末の 出来高	円		
	(事業進捗状況)		
年 月 までの事業 実施状況	円		
	(事業見込み状況)		
年 月 まで事業実 施できない 場合の理由			
今後の方針			

要領別記第4号様式

令和2年度（2020年度）訪問看護サービス提供体制強化事業補助金 事業実績書

【1 基本事項】

①訪問看護ステーションの名称	
②代表者の職・氏名	
③主たる事務所の所在地	(郵便番号      -      )
④担当者氏名 及び連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)	TEL      - (      ) - FAX      - (      ) - E-mail:

【2 事業概要】

①事業所の体制 (人員の配置体制を小数点第1位まで記載)	管理者氏名		管理者職種						
	従業者	職種	看護師		保健師		准看護師		理学・作業療法士・言語聴覚士
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		常勤							
非常勤									
②訪問(准)看護師の常勤換算人数	<p style="text-align: center;">年    月    日現在 人(小数点第1位まで)</p>								

<p>③訪問（准）看護師採用 人数</p>	<p>年 月 日採用 人</p>
<p>④新規採用訪問（准）看護師が受講した研修</p>	<p>(主催)</p> <p>(研修名)</p> <p>(研修受講日) 年 月 日～ 年 月 日</p>
<p>⑤訪問看護の提供状況 【令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までの実績】</p>	<p>・利用者数 人</p> <p>・延利用者数 人</p> <p>・訪問回数（延べ） 件</p>
<p>⑥今後の課題</p>	

## 収支精算書

(法人又は保険医療機関名団体名)

	区 分	予算額 (円)	積算内訳
収入の部	県補助金 (当補助金)		
	その他 (自己資金等)		
	計		
支出の部	新たに採用した看護師の 人件費		
	新たに採用した看護師の研 修受講に係る旅費		
	計		

※月ごとの収支実績書 (別紙参考様式 2) を添付してください。

月ごとの収支計画書

(円)

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合計
収入	県補助金(当補助金)							
	その他(自己資金等)							
	収入合計(A)	0	0	0	0	0	0	0
支出	新たに採用した看護師の人件費							
	新たに採用した看護師の研修受講に係る旅費							
	支出合計(B)	0	0	0	0	0	0	0
収支差(A-B)		0	0	0	0	0	0	0

※研修受講開始月以降について、月ごとに作成してください。

月ごとの収支実績書

(円)

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合計
収入	県補助金(当補助金)							
	その他(自己資金等)							
	収入合計(A)	0	0	0	0	0	0	0
支出	新たに採用した看護師の人件費							
	新たに採用した看護師の研修受講に係る旅費							
	支出合計(B)	0	0	0	0	0	0	0
収支差(A-B)		0	0	0	0	0	0	0

※研修受講開始月以降について、月ごとに作成してください。

## ○熊本県補助金等交付規則

(昭和 56 年 7 月 23 日規則第 34 号)

改正 平成 8 年 3 月 29 日規則第 30 号

熊本県補助金等交付規則をここに公布する。

### 熊本県補助金等交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金(別に定めるものを除く。)

(3) その他相当の反対給付を受けない給付金であつて別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

(2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第 1 号の給付金の交付又は同項第 2 号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第 3 条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 補助事業等の目的

(3) 補助事業等の内容及び経費の配分(第 7 条において「補助事業等の内容等」という。)

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

- (5) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
  - (3) 実施設計書(工事を施工する場合に限る。)
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
  - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - (3) その他知事が必要と認める条件
- 2 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付けたときは、間接補助事業者等に対し、これを履行するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第7条 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容等について別に定める変更事由が生じたときは、別に定めるところにより、変更申請書に事業変更計画書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認めたときは、その承認をすることができる。こ



の場合において、補助金等の交付決定額の変更を必要とするときは、補助金等の交付の変更決定をするものとする。

- 3 第5条及び前条の規定は、前項の変更の承認及び変更決定について準用する。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)

- 3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。第17条において同じ。)をしてはならない。

- 2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせ、間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補

助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。第17条において同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、補助事業者等に対し補助事業等の遂行の状況について報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の請求等)

第16条 補助事業者等は、補助金等の請求をしようとするとき(補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときを含む。)は、別に定めるところにより、請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払に係る請求書の提出があった場合において、概算払又は前金払をすることが適当であると認めるときは、補助金等の交付の決定額の範囲内において補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

第 17 条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前 2 項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 第 6 条の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第 18 条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 19 条 補助事業者等は、第 17 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付し

た場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 20 条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第 20 条の 2 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第 21 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(立入検査等)

第 22 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(証拠書類の保管)

第 23 条 補助事業者等は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を別に定める期間保管しなければならない。

(雑則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 4 項の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

(土木費補助規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 土木費補助規則(昭和 23 年熊本県規則第 24 号)
  - (2) 狂犬病予防事務補助金交付規則(昭和 26 年熊本県規則第 36 号)
  - (3) 熊本県簡易水道施設補助金交付規則(昭和 28 年熊本県規則第 5 号)
  - (4) 熊本県農地等災害復旧事業補助金交付規則(昭和 29 年熊本県規則第 42 号)
  - (5) 熊本県災害林道復旧事業補助金交付規則(昭和 29 年熊本県規則第 47 号)
  - (6) 熊本県地籍調査補助金交付規則(昭和 30 年熊本県規則第 44 号)
  - (7) 熊本県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付規則(昭和 31 年熊本県規則第 51 号)
  - (8) 熊本県農地関係災害防止施設事業補助金交付規則(昭和 32 年熊本県規則第 3 号)
  - (9) 熊本県結核予防費補助金交付規則(昭和 23 年熊本県規則第 8 号)
  - (10) 熊本県漁港施設関係補助金交付規則(昭和 33 年熊本県規則第 16 号)
  - (11) 熊本県認定訓練事業費補助金交付規則(昭和 34 年熊本県規則第 4 号)
  - (12) 熊本県民有林林道開発事業補助金交付規則(昭和 34 年熊本県規則第 22 号)
  - (13) 熊本県民有林林道改良事業補助金交付規則(昭和 35 年熊本県規則第 57 号)
  - (14) 熊本県有害獣駆除事業補助金交付規則(昭和 35 年熊本県規則第 67 号)
  - (15) 財団法人肥後奨学会補助金交付規則(昭和 36 年熊本県規則第 35 号)
  - (16) 熊本県海外移住者支度費補助金交付規則(昭和 37 年熊本県規則第 20 号)
  - (17) 熊本県森林組合合併推進施設整備事業費補助金交付規則(昭和 39 年熊本県規則第 4 号)
  - (18) 熊本県中小企業労務改善事業費補助金交付規則(昭和 40 年熊本県規則第 54 号)
  - (19) 熊本県林業構造改善事業補助金交付規則(昭和 40 年熊本県規則第 71 号)
  - (20) 熊本県国民健康保険事業費補助金交付規則(昭和 41 年熊本県規則第 16 号)
  - (21) 熊本県沿岸漁業構造改善事業費補助金交付規則(昭和 46 年熊本県規則第 46 号)
  - (22) 熊本県造林事業補助金交付規則(昭和 48 年熊本県規則第 51 号)
  - (23) 熊本県農業振興補助金交付規則(昭和 52 年熊本県規則第 23 号)
- (経過措置)
- 3 この規則は、昭和 56 年 8 月 1 日以後に補助金等の交付の意思が表示される事務又は事業について適用し、同日前に補助金等の交付の意思が表示された事務又は事業については、なお従前の例による。
  - 4 附則第 2 項各号に掲げる規則の規定に基づき昭和 57 年 3 月 31 日以前に補助金等の交付の意思が表示された事務又は事業については、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 30 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 熊本県健康福祉補助金等交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県民の健康と福祉の増進を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金等の交付申請書)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。  
第2条 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要とする書類

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(補助事業者等の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業者等の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。  
第2条 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、知事が必要に応じ別に定める。

第3条 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業者等の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金等の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、必要に応じ別に定める。

(工事の着工及び完成報告)

第7条 補助事業者は、工事を伴うものについては、工事に着工したときは工事着工報告書を、工事が完成したときは工事完成報告書を知事に提出しなければならない。

第2条 前項の工事着工報告書及び工事完成報告書の様式並びにそれらの提出期限は、別に定める。

(状況報告)

第 8 条 規則第 1 1 条の規定による状況報告は、必要に応じ別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 1 3 条の実績報告書は、別記第 7 号様式によるものとする。

2 規則第 1 3 条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書  
事業ごとに知事が別に定める様式

(2) 収支精算書  
収支算書を準用する。

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、別に定める。

4 補助金等の交付の決定のあった翌年度の 5 月 2 0 日とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(補助金等の額の確定)

第 1 0 条 規則第 1 4 条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等確定通知書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

(補助金等の請求等)

第 1 1 条 規則第 1 6 条第 1 項の請求書は、別記第 9 号様式によるものとする。

2 前項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

3 前々項の規定にかかわらず、補助金等の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金等概算払（又は前金払）請求書（別記第 1 0 号様式）によるものとする。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第 1 1 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第 1 3 条 規則第 2 1 条第 2 項に規定する財産の処分の制限する期間は、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限（平成 2 0 年 7 月 1 1 日厚生労働省告示第 3 8 4 号）に定める期間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(証拠書類の保管)

第 1 4 条 規則第 2 3 条に規定する別に定める期間は、5 年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(雑 則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

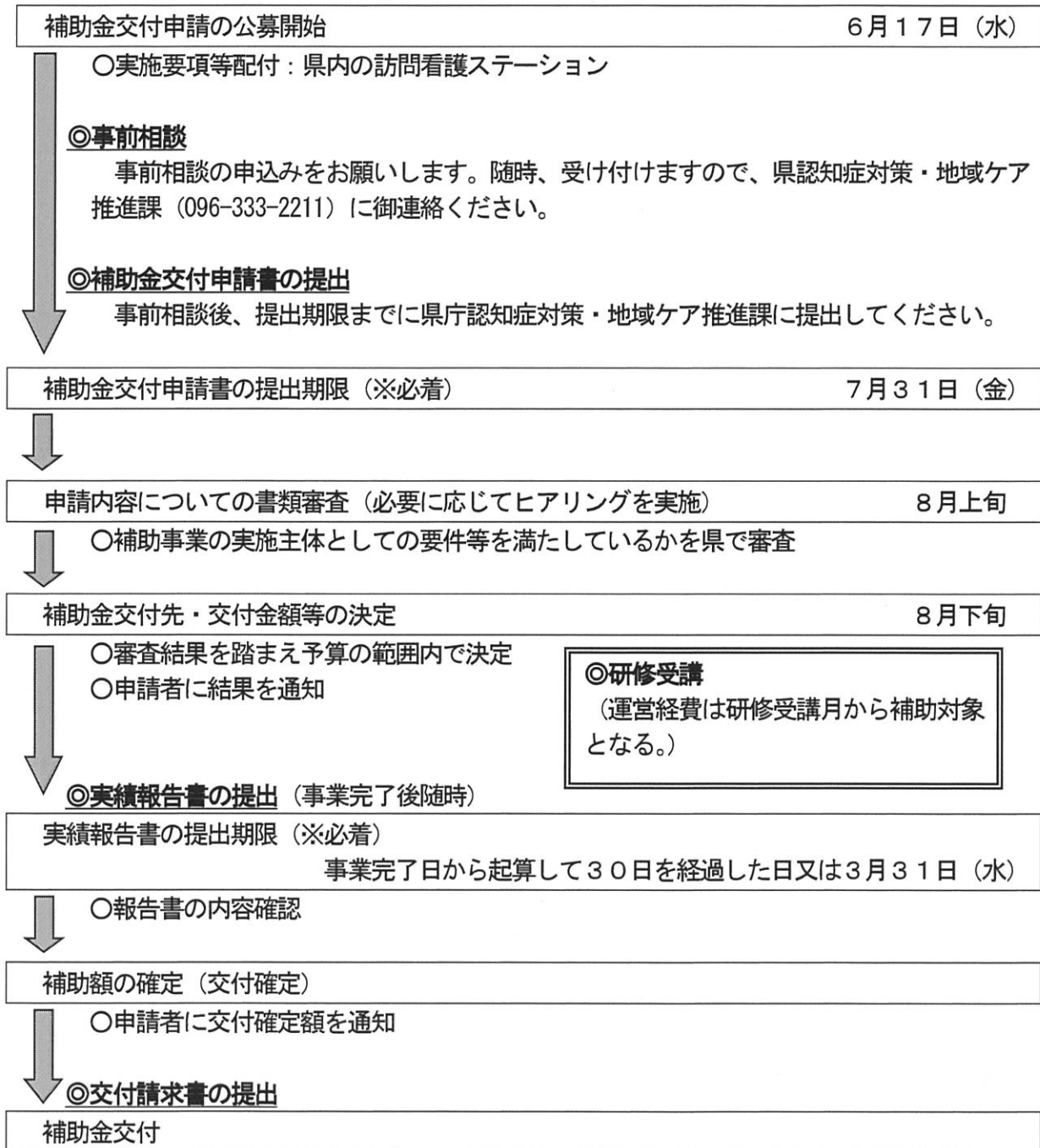
この要項は、平成15年6月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。  
この要項は、平成17年5月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。  
この要項は、平成18年6月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。  
この要項は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。  
この要項は、平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。  
この要項は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。  
この要項は、平成22年5月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。  
この要項は、平成23年5月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。  
この要項は、平成24年5月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。  
この要項は、平成25年5月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。  
この要項は、平成26年5月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。  
この要項は、平成27年5月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。  
この要項は、平成28年5月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
この要項は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。  
この要項は、平成30年5月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。  
この要項は、令和3年4月1日から施行する。



認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
10 訪問看護サービス提供体制強化事業 補助金	小規模訪問看護ステーションが新たに訪問看護師を採用した場合における次に掲げる経費(上限6か月分) 1 新たに採用した訪問看護師の人件費 2 新たに採用した訪問看護師が参加する研修に要する旅費	訪問看護事業を行う法人	1月当たり160千円以内	交付決定後の変更(軽微な変更を除く。)を する 場合		無

令和2年度（2020年度）訪問看護サービス提供体制強化事業実施スケジュール



※ 上記のスケジュールは、令和2年（2020年）6月現在のものであり、今後、変更になる可能性があります。